令和８年度税制改正の大綱（抜粋）

（令和７年12月26日
閣　議　決　定）

四　消費課税

３　自動車関係諸税の見直し

（国　税）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を２年延長する。

(1) 乗用自動車

① 自動車重量税を免除し、又は税率を 50％若しくは 25％軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現　行	令和８年５月１日以後	令和９年５月１日以後
令和 12 年度燃費基準を達成しているもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が105％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	同左
令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が90％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が95％以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）	同左
令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が80％以上であるもの	現行と同じ。	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が85％以上であるもの

（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）		（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）

② 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない揮発油自動車若しくは石油ガス自動車又は平成 30 年排出ガス規制に適合する軽油自動車のうち、令和 12 年度燃費基準を達成しているもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を75%軽減する。

③ 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない揮発油自動車若しくは石油ガス自動車又は平成 30 年排出ガス規制に適合する軽油自動車のうち、令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 80%以上であるもの（令和２年度燃費基準を達成しているものに限る。）で、令和９年５月１日から令和 10 年４月 30 日までの間に自動車検査証の交付等を受けるものについては、当該自動車検査証の交付等の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置を講ずる。

(2) トラック（車両総重量が 2.5ｔ以下の揮発油自動車に限る。）

平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車について、自動車重量税を免除し、又は税率を 75%、50%若しくは 25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現　行	令和８年５月１日以後
令和４年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が 115%以上であるもの
令和４年度燃費基準を達成しているもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上であるもの
令和４年度燃費基準に対する達成の程度が 95%以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの

令和４年度燃費基準に対する達成の程度が 90%以上であるもの	令和４年度燃費基準を達成しているもの

(3) バス（車両総重量が 3.5ｔ以下の揮発油自動車及び軽油自動車に限る。）

① 揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち平成 30 年排出ガス規制に適合するものに係る本措置の適用については、次のとおりとする。

イ 自動車重量税を免除し、又は税率を 75%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現　行	令和８年５月１日以後
令和２年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75%以上であるもの
令和２年度燃費基準を達成しているもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 70%以上であるもの

ロ 令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 65%以上である自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 50%軽減する。

② 揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物の排出量が少ないものに係る本措置の適用については、次のとおりとする。

イ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、現行、自動車重量税を免除する自動車を除外する。

ロ 税率を 75%又は 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現　行	令和８年５月１日以後
令和２年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75%以上であるもの
令和２年度燃費基準を達成しているもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 70%以上であるもの

ハ　令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 65%以上である自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 25%軽減する。

(4) トラック（車両総重量が 2.5ｔを超え 3.5ｔ以下の揮発油自動車及び軽油自動車に限る。）

①　揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち平成 30 年排出ガス規制に適合するものについて、自動車重量税を免除し、又は税率を 75%若しくは 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現　行	令和８年５月１日以後
令和４年度燃費基準を達成しているもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの
令和４年度燃費基準に対する達成の程度が 95%以上であるもの	令和４年度燃費基準を達成しているもの
令和４年度燃費基準に対する達成の程度が 90%以上であるもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が 95%以上であるもの

②　揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物の排出量が少ないものに係る本措置の適用については、次のとおりとする。

イ　税率を 75%又は 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現　行	令和８年５月１日以後
令和４年度燃費基準を達成しているもの	令和４年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの
令和４年度燃費基準に対する達成の程度が 95%以上であるもの	令和４年度燃費基準を達成しているもの

ロ　本措置の適用対象となる自動車の範囲から、現行、税率を 25%軽減する自動車を除外する。

(5) バス・トラック（車両総重量が 3.5ｔを超えるものに限る。）

自動車重量税を免除し、又は税率を 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現　行	令和８年５月１日以後
令和７年度燃費基準を達成しているもの	令和７年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの
令和７年度燃費基準に対する達成の程度が 95%以上であるもの	令和７年度燃費基準を達成しているもの

(6) その他所要の措置を講ずる。

（地方税）

(1) 環境性能割の廃止

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割は、令和８年３月 31 日をもって廃止する。これに伴い、現行の自動車税種別割を自動車税とし、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするなど、所要の措置を講ずる。

同日までの自動車の取得に対して課する自動車税環境性能割及び同日までの軽自動車の取得に対して課する軽自動車税環境性能割については、なお従前の例によるなど、所要の措置を講ずる。

環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する旨を令和８年度地方税法改正法案において規定する。

(2) グリーン化特例の延長

自動車税及び軽自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「グリーン化特例」）について、次の措置を講ずる。

① 自動車税のグリーン化特例（軽課）

電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を２年延長する。

② 自動車税のグリーン化特例（重課）

現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を２年延長する。

③ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を２年延長する。

(3) 軽油引取税の当分の間税率の廃止

軽油引取税の当分の間税率を令和８年４月１日に廃止するほか、所要の措置を講ずる。

５　租税特別措置等

（国　税）

〔延長〕

(4) 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を３年延長する。

(5) 側方衝突警報装置等を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の適用期限を令和 10 年８月 31 日まで延長する。

＜参考＞令和８年度税制改正大綱（抜粋）

令和７年12月19日
自　由　民　主　党
日 本 維 新 の 会

第一　令和８年度税制改正の基本的考え方

５．自動車関係諸税の総合的な見直し

（１）見直しに当たっての基本的考え方

自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、

①　ＣＡＳＥに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする

②　わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする

また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする

③　二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする

④　自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく

その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる

との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

（２）環境性能割の廃止

自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、米国関税措置がわが国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和８年３

月 31 日をもって廃止する。地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

（３）自動車税及び軽自動車税のあり方

令和 10 年以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和９年度税制改正において結論を得る。

その際、以下の点に留意するものとする。

① 地方公共団体における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業等に係る財源の将来に向けた安定的な確保

② 「2050 年カーボンニュートラル」目標や 2035 年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を 100％とすることを目指す政府目標など、脱炭素化等の環境対策に向けた取組みに対する積極的な貢献

③ 乗用車における多様な動力源（パワートレイン）の特性・普及状況等を踏まえた公平性の確保

④ 現行の自動車税及び軽自動車税におけるバス・トラック等や営業用自動車に対する課税のあり方との整合性

⑤ 自動車税及び軽自動車税を負担する自動車ユーザーの理解の増進

⑥ 課税庁である地方公共団体や関係機関の課税実務等への影響

総排気量の値を有しない電気自動車（燃料電池自動車を含む。以下（３）において同じ。）の乗用車については、課税趣旨を踏まえた公平性の確保等の観点から、最低税率を一律に適用する現行の自動車税の取扱いを見直し、令和 10 年度以後に新車新規登録を受けた電気自動車の乗用車に対しては、車両重量に応じた課税方式を導入する。電気自動車の乗用車に対する具体的な税率等は、上記の自動車税及び軽自動車税のあり方の検討と併せて令和９年度税制改正において結論を得る。その際、当該税率の平均的な水準については、電気自動車が、相対的に高い財産的価値や道路損傷性を有する一方で、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献する観点からは更なる普及が求められていること等を踏まえ、電気自動車以外の自動車における現行の平均税率と同水準とすることを基本とする。

自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例については、現行の措置を２年延長する。

（４）エコカー減税の見直し

自動車重量税のエコカー減税については、2030 年の次世代自動車（電動車、クリーンディーゼル車等）に関する政府目標や 2035 年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を 100％とすることを目指す政府目標を踏まえ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で２年延長する。その際、令和９年５月の引上げに際しては、激変緩和措

置を講ずることとする。

今後のエコカー減税の期限到来に当たっては、これまでの実施状況、今後期待される成果や制度の意義についての検証を行う。その際、エコカー減税が果たす政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

また、次のエコカー減税の期限到来に向けて、令和 12 年度燃費基準に基づく燃費基準の対象とされている電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、燃費値の表示に関する検討等を進めつつ、その結果も踏まえ、エコカー減税における燃費基準の達成度に応じた評価について引き続き検討し、結論を得る。

（５）利用段階における負担の適正化に向けた課税

利用段階における異なる動力源（パワートレイン）間の税負担の公平性を早期に実現する観点から、技術面及び執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、道路への負荷等が重量に応じて大きくなることや自動車関係諸税全体の整合性も考慮し、自家用の乗用自動車（二輪の小型自動車を除く。）のうち電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、車両重量に応じた一定の負担を求めることとする。

具体的には、納税・徴収実務の簡素化のため、現行の自動車重量税の特例加算分として車検時に徴収することとし、以下の内容とする仕組みを令和９年度税制改正において法制化する。

- 自動車ユーザーへの周知期間や円滑な執行に向けた準備期間を確保するため、令和 10 年５月１日を施行日とし、同日以後に受ける車検から適用する。
- ガソリン車について燃料課税を前払いしていないこととの均衡や取得時の実質的な負担軽減等の観点から、新車の新規検査に係る分について本特例分の課税を免除する。既販車については、経過措置として、施行日以後最初に受ける継続車検に係る分について本特例分の課税を免除する。
- 具体的な税率については、異なる動力源間の税負担の公平性の観点から、ガソリン車についてユーザーが平均的に負担している揮発油税及び地方揮発油税の額を踏まえ、令和９年度税制改正において検討し、結論を得る。その際、重量と道路損傷との相関の度合を踏まえ、平均的な重量を超える電気自動車等には応分の負担を求める。他方、平均的な重量を下回る電気自動車等については、電気自動車等の普及との両立や、軽量化に向けた技術開発や自動車ユーザーによる選択を後押しする観点から、過度な負担とならないよう配慮する。プラグインハイブリッド自動車に係る税率については、揮発油税等を一定程度負担していることから、電気自動車に係る税率の２分の１を目安として設定する。
- 本特例分は、異なる動力源間の税負担の公平性を実現する趣旨で設けることを踏まえ、現行の自動車重量税のエコカー減税は、本特例分には適用しない。

営業用車両及びバス、トラック等の車両の取扱いについては、これらの車両が地域公共交通、物流等の分野において果たしている公共的な役割の重要性や、それを十分に考慮した営自格差等を検討し、令和９年度以降の税制改正において結論を得る。

燃料電池自動車及び天然ガス自動車に係る同様の負担のあり方については、今後、検討する。

（６）軽油引取税の当分の間税率の廃止

令和７年 11 月５日の自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党及び日本共産党の６党間での合意に基づき、軽油引取税の当分の間税率を令和８年４月１日に廃止する。

第二 令和８年度税制改正の具体的内容

（略）

※　令和８年度税制改正の大綱「四　消費課税」（前述）を参照

自動車重量税、自動車税等に係る租税特別措置（エコカー減税・環境性能割・グリーン化特例）の延長等

我が国の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえつつ、現在の自動車の燃費基準に対する達成率、電動車の普及状況等を鑑みて引き続き特例措置を実施し、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとなることを目指す。

施策の背景

	自動車重量税	自動車税・軽自動車税（環境性能割）	自動車税・軽自動車税（種別割）
税の種別	国税	地方税（自動車税：都道府県税、軽自動車税：市町村税）	
課税客体	自動車検査証の交付等を受ける自動車 車両番号の指定を受ける軽自動車	自動車等の取得	自動車等の保有
課税標準	自動車の重量	自動車等の取得価額	総排気量 ※トラック：最大積載量、バス：乗車定員
本則税率	0.5t当たり2,500円 ※登録乗用車の場合	3% ※自動車税における自家用車の場合	年額25,000円～110,000円 ※自動車税における自家用乗用車の場合

要望の結果

○ 自動車重量税及び自動車税・軽自動車税種別割の特例措置を2年間（自動車重量税：令和8年5月1日～令和10年4月30日、自動車税・軽自動車税：令和8年4月1日～令和10年3月31日）延長等する。

○ 自動車税・軽自動車税環境性能割は、廃止する。

○【自動車重量税】エコカー減税

※乗用車の場合

適用期間	令和12年度燃費基準						電気自動車等※
	80%	85%	95%	100%	105%	125%	
①	▲25%		▲50%	▲75%	免税	免税（2回）	
②	本則税率	▲25%	▲50%	▲75%	免税	免税（2回）	

①令和8年5月1日～令和9年4月30日
②令和9年5月1日～令和10年4月30日

○【自動車税・軽自動車税】グリーン化特例

適用期間	電気自動車等※
①②	▲75%

※ 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車

令和8年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その1

○2026年5月1日から2027年4月30日までに乗用車（ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む））の新車新規登録等を行う場合

平成30年排出ガス規制50％低減かつ令和2年度燃費基準を達成している ※1

該当する

- ①令和12年度燃費基準125％達成 → ①に該当する → 免税 ※初回継続検査時等も免税
- ②令和12年度燃費基準105％達成 → ②に該当する → 免税
- ③令和12年度燃費基準100％達成 → ③に該当する → 75％軽減
- ④令和12年度燃費基準95％達成 → ④に該当する → 50％軽減
- ⑤令和12年度燃費基準80％達成 → ⑤に該当する → 25％軽減
- ⑥令和12年度燃費基準80％未満 → ⑥に該当する → 当分の間税率

該当しない → 当分の間税率

※1 クリーンディーゼル車の場合、平成30年排出ガス規制適合かつ令和2年度燃費基準を達成していることが条件です。

令和8年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その2

○2027年5月1日から2028年4月30日までに乗用車（ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む））の新車新規登録等を行う場合

平成30年排出ガス規制50％低減かつ令和2年度燃費基準を達成している ※1

該当する

- ①令和12年度燃費基準125％達成 → ①に該当する → 免税 ※初回継続検査時等も免税
- ②令和12年度燃費基準105％達成 → ②に該当する → 免税
- ③令和12年度燃費基準100％達成 → ③に該当する → 75％軽減
- ④令和12年度燃費基準95％達成 → ④に該当する → 50％軽減
- ⑤令和12年度燃費基準85％達成 → ⑤に該当する → 25％軽減
- ⑥令和12年度燃費基準80％達成 → ⑥に該当する → 本則税率

- ⑦令和12年度燃費基準80％未満 → ⑦に該当する → 当分の間税率

該当しない → 当分の間税率

※1 クリーンディーゼル車の場合、平成30年排出ガス規制適合かつ令和2年度燃費基準を達成していることが条件です。

2026年5月1日からの自動車重量税の税額表

＜新車新規登録等時における自動車重量税の税額＞

1. 乗用車

（表中の税額単位：円）

区分 / 車両重量	3年自家用						2年自家用						1年事業用					
	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）				エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）				エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）				エコカー外
		75%減	50%減	25%減	本則税率	軽減なし		75%減	50%減	25%減	本則税率	軽減なし		75%減	50%減	25%減	本則税率	軽減なし
0.5トン以下	免税	1,800	3,700	5,600	7,500	12,300	免税	1,200	2,500	3,700	5,000	8,200	免税	600	1,200	1,800	2,500	2,600
～1		3,700	7,500	11,200	15,000	24,600		2,500	5,000	7,500	10,000	16,400		1,200	2,500	3,700	5,000	5,200
～1.5		5,600	11,200	16,800	22,500	36,900		3,700	7,500	11,200	15,000	24,600		1,800	3,700	5,600	7,500	7,800
～2		7,500	15,000	22,500	30,000	49,200		5,000	10,000	15,000	20,000	32,800		2,500	5,000	7,500	10,000	10,400
～2.5		9,300	18,700	28,100	37,500	61,500		6,200	12,500	18,700	25,000	41,000		3,100	6,200	9,300	12,500	13,000
～3		11,200	22,500	33,700	45,000	73,800		7,500	15,000	22,500	30,000	49,200		3,700	7,500	11,200	15,000	15,600

2. 特種用途車

（表中の税額単位：円）

区分 / 車両総重量	2年自家用					1年自家用					2年事業用					1年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外
		75%減	50%減	25%減	軽減なし		75%減	50%減	25%減	軽減なし		75%減	50%減	25%減	軽減なし		75%減	50%減	25%減	軽減なし
1トン以下	免税	1,200	2,500	3,700	8,200	免税	600	1,200	1,800	4,100	免税	1,200	2,500	3,700	5,200	免税	600	1,200	1,800	2,600
～2		2,500	5,000	7,500	16,400		1,200	2,500	3,700	8,200		2,500	5,000	7,500	10,400		1,200	2,500	3,700	5,200
～2.5		3,700	7,500	11,200	24,600		1,800	3,700	5,600	12,300		3,700	7,500	11,200	15,600		1,800	3,700	5,600	7,800
～3		3,700	7,500	11,200	24,600		1,800	3,700	5,600	12,300		3,700	7,500	11,200	15,600		1,800	3,700	5,600	7,800
～4		5,000	10,000	15,000	32,800		2,500	5,000	7,500	16,400		5,000	10,000	15,000	20,800		2,500	5,000	7,500	10,400
～5		6,200	12,500	18,700	41,000		3,100	6,200	9,300	20,500		6,200	12,500	18,700	26,000		3,100	6,200	9,300	13,000
～6		7,500	15,000	22,500	49,200		3,700	7,500	11,200	24,600		7,500	15,000	22,500	31,200		3,700	7,500	11,200	15,600
～7		8,700	17,500	26,200	57,400		4,300	8,700	13,100	28,700		8,700	17,500	26,200	36,400		4,300	8,700	13,100	18,200
～8		10,000	20,000	30,000	65,600		5,000	10,000	15,000	32,800		10,000	20,000	30,000	41,600		5,000	10,000	15,000	20,800
～9		11,200	22,500	33,700	73,800		5,600	11,200	16,800	36,900		11,200	22,500	33,700	46,800		5,600	11,200	16,800	23,400
～10		12,500	25,000	37,500	82,000		6,200	12,500	18,700	41,000		12,500	25,000	37,500	52,000		6,200	12,500	18,700	26,000
～11		13,700	27,500	41,200	90,200		6,800	13,700	20,600	45,100		13,700	27,500	41,200	57,200		6,800	13,700	20,600	28,600
～12		15,000	30,000	45,000	98,400		7,500	15,000	22,500	49,200		15,000	30,000	45,000	62,400		7,500	15,000	22,500	31,200
～13		16,200	32,500	48,700	106,600		8,100	16,200	24,300	53,300		16,200	32,500	48,700	67,600		8,100	16,200	24,300	33,800
～14		17,500	35,000	52,500	114,800		8,700	17,500	26,200	57,400		17,500	35,000	52,500	72,800		8,700	17,500	26,200	36,400
～15		18,700	37,500	56,200	123,000		9,300	18,700	28,100	61,500		18,700	37,500	56,200	78,000		9,300	18,700	28,100	39,000
～16		20,000	40,000	60,000	131,200		10,000	20,000	30,000	65,600		20,000	40,000	60,000	83,200		10,000	20,000	30,000	41,600
～17		21,200	42,500	63,700	139,400		10,600	21,200	31,800	69,700		21,200	42,500	63,700	88,400		10,600	21,200	31,800	44,200
～18		22,500	45,000	67,500	147,600		11,200	22,500	33,700	73,800		22,500	45,000	67,500	93,600		11,200	22,500	33,700	46,800
～19		23,700	47,500	71,200	155,800		11,800	23,700	35,600	77,900		23,700	47,500	71,200	98,800		11,800	23,700	35,600	49,400
～20		25,000	50,000	75,000	164,000		12,500	25,000	37,500	82,000		25,000	50,000	75,000	104,000		12,500	25,000	37,500	52,000
～21		26,200	52,500	78,700	172,200		13,100	26,200	39,300	86,100		26,200	52,500	78,700	109,200		13,100	26,200	39,300	54,600
～22		27,500	55,000	82,500	180,400		13,700	27,500	41,200	90,200		27,500	55,000	82,500	114,400		13,700	27,500	41,200	57,200
～23		28,700	57,500	86,200	188,600		14,300	28,700	43,100	94,300		28,700	57,500	86,200	119,600		14,300	28,700	43,100	59,800
～24		30,000	60,000	90,000	196,800		15,000	30,000	45,000	98,400		30,000	60,000	90,000	124,800		15,000	30,000	45,000	62,400
～25		31,200	62,500	93,700	205,000		15,600	31,200	46,800	102,500		31,200	62,500	93,700	130,000		15,600	31,200	46,800	65,000

3. トラック（車両総重量8トン以下）

（表中の税額単位：円）

区分 / 車両総重量	2年自家用					2年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外
		75%減	50%減	25%減	軽減なし		75%減	50%減	25%減	軽減なし
1トン以下	免税	1,200	2,500	3,700	6,600	免税	1,200	2,500	3,700	5,200
～2		2,500	5,000	7,500	13,200		2,500	5,000	7,500	10,400
～2.5		3,700	7,500	11,200	19,800		3,700	7,500	11,200	15,600
～3		3,700	7,500	11,200	24,600		3,700	7,500	11,200	15,600
～4		5,000	10,000	15,000	32,800		5,000	10,000	15,000	20,800
～5		6,200	12,500	18,700	41,000		6,200	12,500	18,700	26,000
～6		7,500	15,000	22,500	49,200		7,500	15,000	22,500	31,200
～7		8,700	17,500	26,200	57,400		8,700	17,500	26,200	36,400
～8		10,000	20,000	30,000	65,600		10,000	20,000	30,000	41,600

2026年5月1日からの自動車重量税の税額表

＜新車新規登録等時における自動車重量税の税額＞

4. バス、トラック（トラックは車両総重量8トン超から適用）

（表中の税額単位：円）

区分 / 車両総重量	1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）			エコカー外
		75%減	50%減	25%減	軽減なし		75%減	50%減	25%減	軽減なし
1トン以下	免税	600	1,200	1,800	4,100	免税	600	1,200	1,800	2,600
～2		1,200	2,500	3,700	8,200		1,200	2,500	3,700	5,200
～2.5		1,800	3,700	5,600	12,300		1,800	3,700	5,600	7,800
～3		1,800	3,700	5,600	12,300		1,800	3,700	5,600	7,800
～4		2,500	5,000	7,500	16,400		2,500	5,000	7,500	10,400
～5		3,100	6,200	9,300	20,500		3,100	6,200	9,300	13,000
～6		3,700	7,500	11,200	24,600		3,700	7,500	11,200	15,600
～7		4,300	8,700	13,100	28,700		4,300	8,700	13,100	18,200
～8		5,000	10,000	15,000	32,800		5,000	10,000	15,000	20,800
～9		5,600	11,200	16,800	36,900		5,600	11,200	16,800	23,400
～10		6,200	12,500	18,700	41,000		6,200	12,500	18,700	26,000
～11		6,800	13,700	20,600	45,100		6,800	13,700	20,600	28,600
～12		7,500	15,000	22,500	49,200		7,500	15,000	22,500	31,200
～13		8,100	16,200	24,300	53,300		8,100	16,200	24,300	33,800
～14		8,700	17,500	26,200	57,400		8,700	17,500	26,200	36,400
～15		9,300	18,700	28,100	61,500		9,300	18,700	28,100	39,000
～16		10,000	20,000	30,000	65,600		10,000	20,000	30,000	41,600
～17		10,600	21,200	31,800	69,700		10,600	21,200	31,800	44,200
～18		11,200	22,500	33,700	73,800		11,200	22,500	33,700	46,800
～19		11,800	23,700	35,600	77,900		11,800	23,700	35,600	49,400
～20		12,500	25,000	37,500	82,000		12,500	25,000	37,500	52,000
～21		13,100	26,200	39,300	86,100		13,100	26,200	39,300	54,600
～22		13,700	27,500	41,200	90,200		13,700	27,500	41,200	57,200
～23		14,300	28,700	43,100	94,300		14,300	28,700	43,100	59,800
～24		15,000	30,000	45,000	98,400		15,000	30,000	45,000	62,400
～25		15,600	31,200	46,800	102,500		15,600	31,200	46,800	65,000
～26		16,200	32,500	48,700	106,600		16,200	32,500	48,700	67,600
～27		16,800	33,700	50,600	110,700		16,800	33,700	50,600	70,200
～28		17,500	35,000	52,500	114,800		17,500	35,000	52,500	72,800
～29		18,100	36,200	54,300	118,900		18,100	36,200	54,300	75,400
～30		18,700	37,500	56,200	123,000		18,700	37,500	56,200	78,000

5. 検査対象軽自動車（二輪を除く）

（表中の税額単位：円）

	3年自家用						2年自家用						2年事業用					
	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）				エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）				エコカー外	エコカー	エコカー（本則税率から軽減）				エコカー外
		75%減	50%減	25%減	本則税率	軽減なし		75%減	50%減	25%減	本則税率	軽減なし		75%減	50%減	25%減	本則税率	軽減なし
	免税	1,800	3,700	5,600	7,500	9,900	免税	1,200	2,500	3,700	5,000	6,600	免税	1,200	2,500	3,700	5,000	5,200

6. 小型二輪車

（表中の税額単位：円）

	3年自家用	2年自家用	3年事業用
	5,700	3,800	4,500

エコカー減税対象外

7. 検査対象外軽自動車

（表中の税額単位：円）

	二輪自家用	二輪事業用	その他自家用	その他事業用
	4,900	4,100	9,900	7,800

エコカー減税対象外

（注）2回目以降の届出の際に「自動車重量税用軽自動車届出済証返納証明書」の提出がある場合は非課税

令和8年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その3

〇2026年5月1日から2028年4月30日までに乗用車（ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む））の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合※1、2

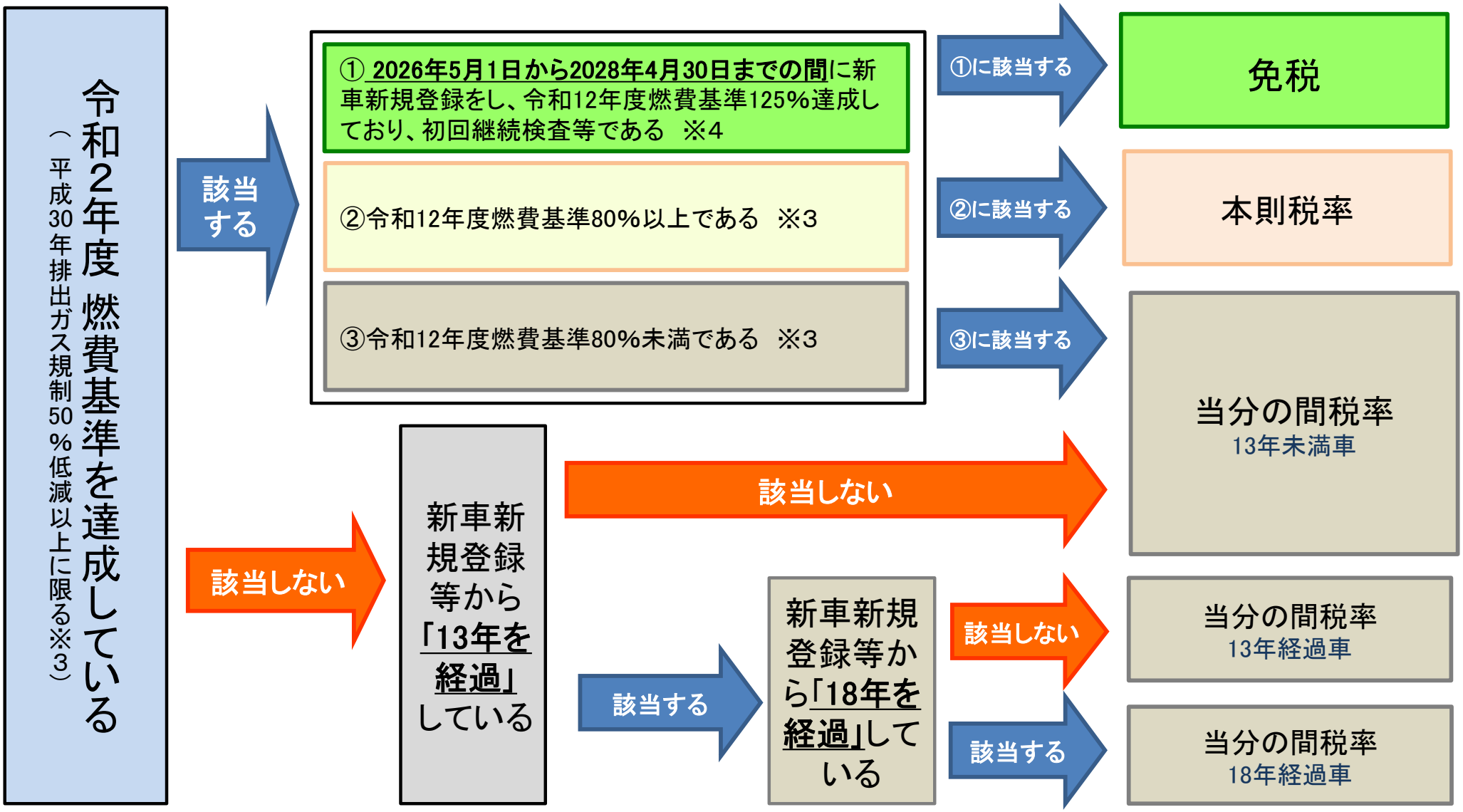

※1 平成17年排出ガス規制75％低減車両についても、令和2年度燃費基準116％達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る。）又は平成22年度燃費基準173％達成車両（WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。）は本則税率適用となります。
※2 平成21年排出ガス規制適合車両についても、令和2年度燃費基準116％達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る。）は本則税率適用となります。
※3 クリーンディーゼル車の場合、平成30年排出ガス規制適合に限ります。
※4 車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに、車検証の返付等を受ける場合に限ります。

新車新規登録等から13･18年経過する自動車の経過年数の考え方（参考）

① 登録自動車及び小型二輪車の場合

初度登録年月（小型二輪車の場合は初度検査年月）から12年10ヶ月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、**「13年経過」**となります。（租税特別措置法：第九十条の十一の二、第九十条の十一の三）

例：2012年6月に初度登録（小型二輪車の場合は初度検査）を受けた自動車の場合

2012年6月
起算日
6月〇日初度登録
（又は初度検査）

2013年5月
（1年経過する月）

2025年4月
（13年経過する月の前月）

2025年5月
（13年経過する月）

2012年6月に初度登録（又は初度検査）を受けた自動車の適用日は、2025年4月1日からです。初度登録（小型二輪車の場合は初度検査）の際に自動車検査証の交付を受けた「日」に関係なく、**当該交付年月から13年経過する月の前月の1日以後に受ける検査**から適用されます。

② 検査対象軽自動車（二輪を除く）の場合

初度検査年から13年を経過した年の11月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、**「13年経過」**となります。（租税特別措置法施行令：第五十一条の三）

例：2012年に初度検査を受けた自動車の場合

2012年
起算日
6月〇日初度検査

2013年
（1年経過した年）

2025年11月
（13年経過した年の11月）

2012年に初度検査を受けた自動車の適用日は、2025年11月1日からです。初度検査の際に自動車検査証の交付を受けた「月日」に関係なく、**当該交付年から13年経過した年の11月1日以後に受ける検査**から適用されます。

※「18年経過」の考え方も同様。

2026年5月1日からの自動車重量税の税額表

＜継続検査等時における自動車重量税の税額＞

1. 乗用車

（表中の税額単位：円）

区分 / 車両重量	2年自家用					1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外			エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外			エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
0.5トン以下	免税	5,000	8,200	11,400	12,600	免税	2,500	4,100	5,700	6,300	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
～1		10,000	16,400	22,800	25,200		5,000	8,200	11,400	12,600		5,000	5,200	5,400	5,600
～1.5		15,000	24,600	34,200	37,800		7,500	12,300	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400
～2		20,000	32,800	45,600	50,400		10,000	16,400	22,800	25,200		10,000	10,400	10,800	11,200
～2.5		25,000	41,000	57,000	63,000		12,500	20,500	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000
～3		30,000	49,200	68,400	75,600		15,000	24,600	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800

2. 特種用途車

（表中の税額単位：円）

区分 / 車両総重量	2年自家用					1年自家用					2年事業用					1年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外			エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外			エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外			エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
1トン以下	免税	5,000	8,200	11,400	12,600	免税	2,500	4,100	5,700	6,300	免税	5,000	5,200	5,400	5,600	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
～2		10,000	16,400	22,800	25,200		5,000	8,200	11,400	12,600		10,000	10,400	10,800	11,200		5,000	5,200	5,400	5,600
～3		15,000	24,600	34,200	37,800		7,500	12,300	17,100	18,900		15,000	15,600	16,200	16,800		7,500	7,800	8,100	8,400
～4		20,000	32,800	45,600	50,400		10,000	16,400	22,800	25,200		20,000	20,800	21,600	22,400		10,000	10,400	10,800	11,200
～5		25,000	41,000	57,000	63,000		12,500	20,500	28,500	31,500		25,000	26,000	27,000	28,000		12,500	13,000	13,500	14,000
～6		30,000	49,200	68,400	75,600		15,000	24,600	34,200	37,800		30,000	31,200	32,400	33,600		15,000	15,600	16,200	16,800
～7		35,000	57,400	79,800	88,200		17,500	28,700	39,900	44,100		35,000	36,400	37,800	39,200		17,500	18,200	18,900	19,600
～8		40,000	65,600	91,200	100,800		20,000	32,800	45,600	50,400		40,000	41,600	43,200	44,800		20,000	20,800	21,600	22,400
～9		45,000	73,800	102,600	113,400		22,500	36,900	51,300	56,700		45,000	46,800	48,600	50,400		22,500	23,400	24,300	25,200
～10		50,000	82,000	114,000	126,000		25,000	41,000	57,000	63,000		50,000	52,000	54,000	56,000		25,000	26,000	27,000	28,000
～11		55,000	90,200	125,400	138,600		27,500	45,100	62,700	69,300		55,000	57,200	59,400	61,600		27,500	28,600	29,700	30,800
～12		60,000	98,400	136,800	151,200		30,000	49,200	68,400	75,600		60,000	62,400	64,800	67,200		30,000	31,200	32,400	33,600
～13		65,000	106,600	148,200	163,800		32,500	53,300	74,100	81,900		65,000	67,600	70,200	72,800		32,500	33,800	35,100	36,400
～14		70,000	114,800	159,600	176,400		35,000	57,400	79,800	88,200		70,000	72,800	75,600	78,400		35,000	36,400	37,800	39,200
～15		75,000	123,000	171,000	189,000		37,500	61,500	85,500	94,500		75,000	78,000	81,000	84,000		37,500	39,000	40,500	42,000
～16		80,000	131,200	182,400	201,600		40,000	65,600	91,200	100,800		80,000	83,200	86,400	89,600		40,000	41,600	43,200	44,800
～17		85,000	139,400	193,800	214,200		42,500	69,700	96,900	107,100		85,000	88,400	91,800	95,200		42,500	44,200	45,900	47,600
～18		90,000	147,600	205,200	226,800		45,000	73,800	102,600	113,400		90,000	93,600	97,200	100,800		45,000	46,800	48,600	50,400
～19		95,000	155,800	216,600	239,400		47,500	77,900	108,300	119,700		95,000	98,800	102,600	106,400		47,500	49,400	51,300	53,200
～20		100,000	164,000	228,000	252,000		50,000	82,000	114,000	126,000		100,000	104,000	108,000	112,000		50,000	52,000	54,000	56,000
～21		105,000	172,200	239,400	264,600		52,500	86,100	119,700	132,300		105,000	109,200	113,400	117,600		52,500	54,600	56,700	58,800
～22		110,000	180,400	250,800	277,200		55,000	90,200	125,400	138,600		110,000	114,400	118,800	123,200		55,000	57,200	59,400	61,600
～23		115,000	188,600	262,200	289,800		57,500	94,300	131,100	144,900		115,000	119,600	124,200	128,800		57,500	59,800	62,100	64,400
～24		120,000	196,800	273,600	302,400		60,000	98,400	136,800	151,200		120,000	124,800	129,600	134,400		60,000	62,400	64,800	67,200
～25		125,000	205,000	285,000	315,000		62,500	102,500	142,500	157,500		125,000	130,000	135,000	140,000		62,500	65,000	67,500	70,000

3. トラック（車両総重量8トン以下）

（表中の税額単位：円）

区分 / 車両総重量	1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外			エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
1トン以下	免税	2,500	3,300	4,100	4,400	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
～2		5,000	6,600	8,200	8,800		5,000	5,200	5,400	5,600
～2.5		7,500	9,900	12,300	13,200		7,500	7,800	8,100	8,400
～3		7,500	12,300	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400
～4		10,000	16,400	22,800	25,200		10,000	10,400	10,800	11,200
～5		12,500	20,500	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000
～6		15,000	24,600	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800
～7		17,500	28,700	39,900	44,100		17,500	18,200	18,900	19,600
～8		20,000	32,800	45,600	50,400		20,000	20,800	21,600	22,400

2026年5月1日からの自動車重量税の税額表

＜継続検査等時における自動車重量税の税額＞

4．バス、トラック（トラックは車両総重量8トン超から適用）

（表中の税額単位：円）

区分 / 車両総重量	1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外			エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
1トン以下	免税	2,500	4,100	5,700	6,300	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
～2		5,000	8,200	11,400	12,600		5,000	5,200	5,400	5,600
～3		7,500	12,300	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400
～4		10,000	16,400	22,800	25,200		10,000	10,400	10,800	11,200
～5		12,500	20,500	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000
～6		15,000	24,600	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800
～7		17,500	28,700	39,900	44,100		17,500	18,200	18,900	19,600
～8		20,000	32,800	45,600	50,400		20,000	20,800	21,600	22,400
～9		22,500	36,900	51,300	56,700		22,500	23,400	24,300	25,200
～10		25,000	41,000	57,000	63,000		25,000	26,000	27,000	28,000
～11		27,500	45,100	62,700	69,300		27,500	28,600	29,700	30,800
～12		30,000	49,200	68,400	75,600		30,000	31,200	32,400	33,600
～13		32,500	53,300	74,100	81,900		32,500	33,800	35,100	36,400
～14		35,000	57,400	79,800	88,200		35,000	36,400	37,800	39,200
～15		37,500	61,500	85,500	94,500		37,500	39,000	40,500	42,000
～16		40,000	65,600	91,200	100,800		40,000	41,600	43,200	44,800
～17		42,500	69,700	96,900	107,100		42,500	44,200	45,900	47,600
～18		45,000	73,800	102,600	113,400		45,000	46,800	48,600	50,400
～19		47,500	77,900	108,300	119,700		47,500	49,400	51,300	53,200
～20		50,000	82,000	114,000	126,000		50,000	52,000	54,000	56,000
～21		52,500	86,100	119,700	132,300		52,500	54,600	56,700	58,800
～22		55,000	90,200	125,400	138,600		55,000	57,200	59,400	61,600
～23		57,500	94,300	131,100	144,900		57,500	59,800	62,100	64,400
～24		60,000	98,400	136,800	151,200		60,000	62,400	64,800	67,200
～25		62,500	102,500	142,500	157,500		62,500	65,000	67,500	70,000
～26		65,000	106,600	148,200	163,800		65,000	67,600	70,200	72,800
～27		67,500	110,700	153,900	170,100		67,500	70,200	72,900	75,600
～28		70,000	114,800	159,600	176,400		70,000	72,800	75,600	78,400
～29		72,500	118,900	165,300	182,700		72,500	75,400	78,300	81,200
～30		75,000	123,000	171,000	189,000		75,000	78,000	81,000	84,000

5．検査対象軽自動車（二輪を除く）

（表中の税額単位：円）

	2年自家用					2年事業用				
	エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外			エコカー	エコカー（本則税率）	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
	免税	5,000	6,600	8,200	8,800	免税	5,000	5,200	5,400	5,600

6．小型二輪車

（表中の税額単位：円）

2年自家用			1年自家用			2年事業用		
右以外	13年経過	18年経過	右以外	13年経過	18年経過	右以外	13年経過	18年経過
3,800	4,600	5,000	1,900	2,300	2,500	3,000	3,200	3,400

エコカー減税対象外

令和 12 年度燃費基準値

１．乗用車（ガソリン車）

○燃費基準値

車両重量が 2,759kg 未満	FE(g)＝－0.00000247×M^2－0.000852×M＋30.65
車両重量が 2,759kg 以上	FE(g)＝9.5

（FE(g)：ガソリン車の燃費基準値(km/L)、M：車両重量(kg)、FE(g)は小数点第二位を四捨五入）

２．乗用車（LPG 車）

○燃費基準値

FE(l)＝FE(g)×0.74

（FE(l)：LPG 車の燃費基準値(km/L)、FE(l)は小数点第二位以下を切り上げ）

３．乗用車（ディーゼル車）

○燃費基準値

FE(d)＝FE(g)×1.1

（FE(d)：ディーゼル車の燃費基準値(km/L)、FE(d)は小数点第二位以下を切り上げ）

備考

１．「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における自動車の重量をいう。

エコカー減税（自動車重量税）の概要

〔適用期間〕・**令和8年5月1日～令和10年4月30日**
〔適用内容〕・減税対象車両について、**適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り**、**特例措置が適用（1回限り）**
・継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、原則として現行のエコカー減税の要件を満たす車両について本則税率を適用。

1．乗用車

①適用期間：令和8年5月1日～令和9年4月30日

対象・要件等		税目		特例措置の内容				
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規登録等	免税※1				
	燃費性能 / 排出ガス性能			令和12年度燃費基準※2				
				80%	95%	達成	105%	125%
ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減※3	重量税	新車新規登録等	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税	免税※1
クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制適合※4							

②適用期間：令和9年5月1日～令和10年4月30日

対象・要件等		税目		特例措置の内容					
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税		免税※1					
	燃費性能 / 排出ガス性能			令和12年度燃費基準※2					
				80%	85%	95%	達成	105%	125%
ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減※3	重量税	新車新規登録等	軽減なし・本則税率※5	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税	免税※1
クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制適合※4								

※1　初回継続検査時等も免税。（車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）
※2　乗用車のうち、ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車の減免対象は、令和2年度燃費基準達成車両に限る。
※3　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車両についても、
令和2年度燃費基準116%達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る）又は
平成22年度燃費基準173%達成車両（WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る）は本則税率を適用。
※4　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制適合車両についても、令和2年度燃費基準116%達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る）は本則税率を適用。
※5　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合についても本則税率を適用。

2. 軽量車（車両総重量2.5t以下のトラック）

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th colspan="2">税目</th><th colspan="4">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合）※6
・プラグインハイブリッド自動車</td><td colspan="2">重量税</td><td>新車新規登録等</td><td colspan="4">免税※1</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃費性能
排出ガス性能</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="4">令和4年度燃費基準</td></tr>
<tr><td>達成</td><td>105%</td><td>110%</td><td>115%</td></tr>
<tr><td>ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成30年排出ガス規制50%低減※7</td><td colspan="2">重量税</td><td>新車新規登録等</td><td>25%軽減</td><td>50%軽減</td><td>75%軽減</td><td>免税</td></tr>
</table>

3. 中量車（車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック）

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th colspan="2">税目</th><th colspan="3">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合）※6
・プラグインハイブリッド自動車</td><td colspan="2">重量税</td><td>新車新規登録</td><td colspan="3">免税※1</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃費性能
排出ガス性能</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">令和4年度燃費基準</td></tr>
<tr><td>95%</td><td>達成</td><td>105%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成30年排出ガス規制50%低減</td><td rowspan="2">重量税</td><td rowspan="2">新車新規登録</td><td>50%軽減</td><td>75%軽減</td><td>免税</td></tr>
<tr><td>平成30年排出ガス規制25%低減※8</td><td></td><td>50%軽減</td><td>75%軽減</td></tr>
<tr><td>ディーゼル車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成30年排出ガス規制適合※9</td><td>重量税</td><td>新車新規登録</td><td>50%軽減</td><td>75%軽減</td><td>免税</td></tr>
</table>

※6　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制NOx10%低減車両についても、本則税率を適用。
※7　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車両についても、令和4年度燃費基準達成車両は本則税率を適用。
※8　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制50%低減車両についても、令和4年度燃費基準達成車両は本則税率を適用。
※9　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制適合車両、平成21年排出ガス規制NOx･PM10%低減車両についても、令和4年度燃費基準95%達成車両は本則税率を適用。

4. 軽量車・中量車（車両総重量3.5トン以下のバス）

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th colspan="2">税目</th><th colspan="3">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合）※6
・プラグインハイブリッド自動車</td><td colspan="2">重量税</td><td colspan="3">新車新規登録</td><td colspan="3">免税※1</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃費性能
排出ガス性能</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">令和12年度燃費基準</td></tr>
<tr><td>65%</td><td>70%</td><td>75%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成30年排出ガス規制50%低減</td><td>重量税</td><td>新車新規登録</td><td>50%軽減</td><td>75%軽減</td><td>免税</td></tr>
<tr><td>平成30年排出ガス規制25%低減</td><td>重量税</td><td>新車新規登録</td><td>25%軽減</td><td>50%軽減</td><td>75%軽減</td></tr>
<tr><td>ディーゼル車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成30年排出ガス規制適合※10</td><td>重量税</td><td>新車新規登録</td><td>50%軽減</td><td>75%軽減</td><td>免税</td></tr>
</table>

5. 重量車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th colspan="2">税目</th><th colspan="2">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減）
・プラグインハイブリッド自動車</td><td colspan="2">重量税</td><td colspan="2">新車新規登録</td><td colspan="2">免税※1</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃費性能
排出ガス性能</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">令和7年度燃費基準</td></tr>
<tr><td>達成</td><td>105%</td></tr>
<tr><td>ディーゼル車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成28年排出ガス規制適合※11</td><td>重量税</td><td>新車新規登録</td><td>50%軽減</td><td>免税</td></tr>
</table>

※10　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制適合車両、平成21年排出ガス規制NOx・PM10%低減車両及び平成30年排出ガス規制適合車両についても、令和2年度燃費基準達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る）は本則税率を適用。
※11　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制NOx・PM10%低減車両及び平成28年排出ガス規制適合車両についても、平成27年度燃費基準110%達成車両（JH25燃費値を持たないものに限る）は本則税率を適用。

自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽 課

〔適用期間〕 **・令和8年4月1日～令和10年3月31日**

〔適用内容〕 ・適用期間中に**新車新規登録を行った場合に限り**、当該年度の**翌年度分について特例措置が適用**

対象・要件等		特例措置の内容
乗用車	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車	概ね75%軽減
重量車等 （バス・トラック）	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車	概ね75%軽減

○ 重 課

〔適用内容〕 ・**新車新規登録から一定期間経過した自動車**(※1)　：　概ね15%重課（※2）

・ガソリン車、ＬＰＧ車　：　１３年超

・ディーゼル車　　：　１１年超

※1　電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外

※2　バス（一般乗合バスを除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、概ね10%重課

軽自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽 課

〔適用期間〕　**・令和8年4月1日～令和10年3月31日**

〔適用内容〕　・適用期間中に**初めて車両番号の指定を受ける減税対象車（三輪以上の軽自動車）を取得する場合に限り**、当該年度の**翌年度分**について**特例措置が適用**

対象・要件等		特例措置の内容
乗用車	・ 電気自動車 ・ 燃料電池自動車 ・ 天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）	概ね75%軽減
軽貨物車	・ 電気自動車 ・ 燃料電池自動車 ・ 天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）	概ね75%軽減

○ 重 課

〔適用内容〕　**初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過**した三輪以上の軽自動車（※1）：概ね20%重課

※1　電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く

電気バス等に係る特例措置の創設
（自動車重量税・自動車税）

バス事業者が電気バス等を導入しやすい環境を整備することにより、バス事業における「2050年カーボンニュートラル」社会に向けた貢献と持続可能な公共交通の実現を目指す。

施策の背景

○ 我が国は「2050年カーボンニュートラル」社会の実現を政府目標として掲げており、**運輸産業においても温室効果ガスの排出量の削減が求められている**ところ。

○ **温室効果ガスの削減には電動車等への転換が大きく貢献する**ものの、特に事業用の電気バス（EVバス）等については、既存車両より車体価格が高額であるほか、

- 車両の導入それ自体は、収入増加に直接的には結びつかない投資となること
- バッテリー交換など既存車両に比べて維持・管理コストがかかること

といった理由から**電気乗用車（一般のEV車）に比して著しく普及が遅れており、事業者における導入を促進することが必要**である。

バスの保有台数の内訳（令和6年3月末時点）

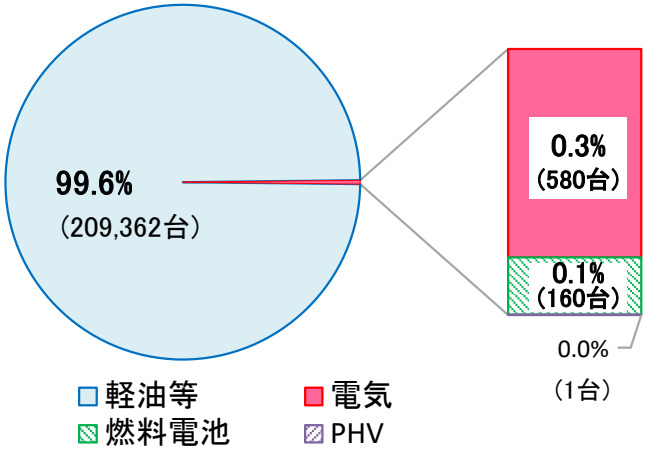

出典：自動車検査登録情報協会統計より国交省にて作成

要望の結果

○ 電気バス等※に係る自動車重量税及び自動車税について、今後の普及状況を見据えながら、令和９年度以降の税制改正で具体化する。

※ 電気バス、燃料電池バス又はプラグインハイブリッドバス

特例措置の対象となる車両（イメージ）

電気バス

燃料電池バス

プラグインハイブリッドバス

先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の延長（自動車重量税）

先進安全技術を搭載した車両の早期普及を促進することで、交通事故による死者数の低減を図り、もって安心・安全な社会の実現を目指す。

施策の背景

○「第11次交通安全基本計画」（令和３年３月中央交通安全対策会議決定）において**交通事故による年間の死者数を2,000人以下とする政府目標**が掲げられている中、**令和６年の死者数は2,663人であり、更なる取組の強化が必要な状況**にある。

○ 特に、トラック・バスなどの大型車両は、事故発生時の被害が大きくなりやすく、**高い事故防止・被害軽減効果が期待される先進安全技術を搭載した車両の早期の普及・導入が求められている**。他方、そうした車両は従来のものより高額であるため、**車両導入時の事業者負担を軽減することが不可欠**である。

衝突被害軽減ブレーキ※1（歩行者検知機能付き）	
死亡事故	2,786件
うち、対歩行者	904件
低減効果※2	32.4%

※1　表中の数値は平成24年～令和3年のデータ。
※2　事業用トラックの死亡事故のうち、装置により防ぎうる類型の事故の件数から試算。

要望の結果

現行の特例措置

○【自動車重量税】バス及び車両総重量3.5t超のトラックであって、衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を搭載した車両について、税額を25%軽減する。

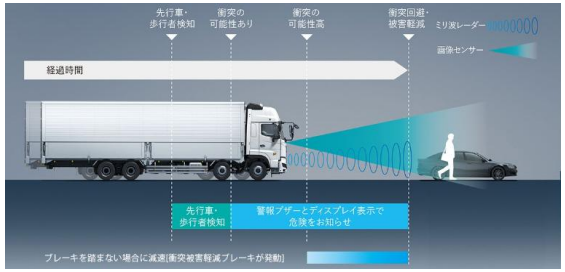

結　果

○ 現行の特例措置※を2年4か月間（令和8年5月1日～令和10年8月31日）延長する。

※現行の対象期間は、令和8年4月30日まで。

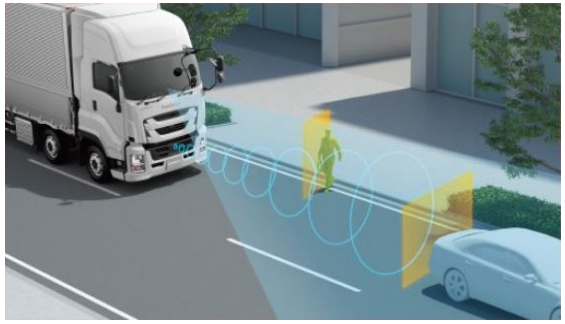

ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の延長（自動車重量税）

自動車交通におけるバリアフリー車両の導入を促進することで、高齢者、障害者等を含む全ての者が安心して移動・生活することができるユニバーサル社会の実現を目指す。

施策の背景

○ 高齢化が進展する我が国では、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保し、全ての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現が求められている。このため、これらの者がバス、タクシーなどの自動車交通を利用して安全・円滑に移動できるよう、**バリアフリー車両の普及を加速させていく必要**がある。

○ 他方、バリアフリー車両の導入は、直接的な需要増には結びつかない投資であること、**通常の車両より高額であること等によりその普及が低調な状況**にある。このため、**バリアフリー車両の取得時における負担を軽減することが不可欠**である。

乗合バス（路線バス・空港アクセスバス等）	
ノンステップバス	70.5%（約80%）
リフト付きバス	8.6%（約25%）
空港アクセスバス※1	41.2%（約50%）
貸切バス（観光バス等）	
ノンステップバス・リフト付きバス	1,229台（約2,100台）
タクシー	
福祉タクシー	52,553台（約90,000台）
UDタクシー※2	4/47（47/47）

バリアフリー車両の導入状況（令和5年度末）

（括弧内は「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における目標）

※1　平均利用者数2,000人／日以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統の総数
※2　総車両数の約25%がUDタクシーである都道府県の数

要望の結果

現行の特例措置

○【自動車重量税】一般乗合旅客自動車運送事業者等が取得するバリアフリー車両について、自動車重量税（初回新規登録分）を免税とする。

ノンステップバス	リフト付きバス（乗車定員30人以上）〔 空港アクセスバス 〕	リフト付きバス（乗車定員30人以上）〔 それ以外 〕	リフト付きバス（乗車定員30人未満）	UDタクシー

結　果

○ 現行の特例措置を3年間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）延長する。